明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

いて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百二十八条第四項から第六項まで、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項から第八項まで、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項から第六項まで、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百八十三条第四項から第六項まで（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条の七第一項から第三項まで、第百九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準

十一・十二　（略）

（管理者）

第六十一条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２・３　（略）

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第六十八条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五～七　（略）

（記録の整備）

第七十三条の二　（略）

２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

五　第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六　次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録

七　次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

八　次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（従業者の員数）

第七十六条　（略）

２　（略）

第百四十六条第四項から第六項まで、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百八十三条第四項から第六項まで（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条の七第一項から第三項まで、第百九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準

十一・十二　（略）

（管理者）

第六十一条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２・３　（略）

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第六十八条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三～五　（略）

（記録の整備）

第七十三条の二　（略）

２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

五　次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

六　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七　次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（従業者の員数）

第七十六条　（略）

２　（略）